

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和2年1月～3月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|------------------------|-------------------|-----------|-----------|--|-----------------------|----------------------------------|
| 1 | 財務会計システム研修業務委託 | 富士通株式会社 浜松支店 | R2. 3. 3 | 1,035,650 | 財務会計システムが富士通株式会社により独自に開発されたシステムであり、研修カリキュラム及び研修用PC端末の事前準備等は、他の事業者では行うことができないため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部人事課 (電話：053-457-2088) |
| 2 | キャリアデザイン研修業務（令和2年度実施分） | 株式会社ビーコンラーニングサービス | R2. 3. 19 | 2,205,360 | 業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。令和元年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部人事課 (電話：053-457-2088) |
| 3 | 2年目職員研修業務（令和2年度実施分） | 株式会社話し方教育センター | R2. 3. 27 | 1,192,360 | 業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。令和元年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 総務部人事課 (電話：053-457-2088) |
| 4 | 令和2年度ケーブルテレビ広報番組等制作業務 | 株式会社シーピーエス | R2. 2. 20 | 9,756,991 | 業務の内容や性質、目的から価格競争による選定はなじまないことから、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部 広聴広報課 (電話：053-457-2021) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課(施設) |
|----|-------------------------|-----------------------|-----------|------------|--|-----------------------|------------------------------------|
| 5 | 令和2年度浜松市広報動画制作業務 | 株式会社日本旅行浜松支店 | R2. 3. 30 | 7,260,000 | 業務の内容や性質、目的から価格競争による選定はなじまないことから、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部 広聴広報課 (電話：053-457-2021) |
| 6 | 浜松市クラウド基盤選定・準備支援委託 | アマゾンウェブサービスジャパン株式会社 | R2. 3. 31 | 17,600,000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 企画調整部情報政策課 (電話：053-457-2724) |
| 7 | 浜松市男女共同参画推進講座開催・相談等業務委託 | 特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会 | R2. 3. 3 | 72,750,000 | 公募型プロポーザル方式を採用し、提案内容を比較検討することで、業務の質の向上を図り、限られた予算額で効果的に事業を実施するため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部UD・男女共同参画課 (電話：053-457-2561) |
| 8 | 浜松市DV相談支援センター電話相談業務委託 | 非公表 | R2. 3. 3 | 4,310,000 | 公募型プロポーザル方式を採用し、提案内容を比較検討することで、業務の質の向上を図り、限られた予算額で効果的に事業を実施するため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 市民部UD・男女共同参画課 (電話：053-457-2561) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|---------|-----------------|---------|------------|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 9 | 学習支援事業 | NPO法人サステナブルネット | R2.3.10 | 12,928,000 | 業務の内容や性質から、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792) |
| 10 | 学習支援事業 | 一般社団法人みらいTALK | R2.3.10 | 8,303,680 | 業務の内容や性質から、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793) |
| 11 | 学習支援事業 | 学習支援曳馬ボランティア委員会 | R2.3.10 | 3,768,120 | 業務の内容や性質から、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2794) |
| 12 | 学習支援事業 | 株式会社トライグループ | R2.3.10 | 7,048,200 | 業務の内容や性質から、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2795) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|---------|------------------|-----------|------------|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 13 | 学習支援事業 | 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 | R2. 3. 10 | 16,076,004 | 業務の内容や性質から、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2796) |
| 14 | 学習支援事業 | 社会福祉法人ほなみ会 | R2. 3. 10 | 4,060,000 | 業務の内容や性質から、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2797) |
| 15 | 学習支援事業 | 社会福祉法人聖隷福祉事業団 | R2. 3. 10 | 10,708,000 | 業務の内容や性質から、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2798) |
| 16 | 学習支援事業 | 社会福祉法人天竜厚生会 | R2. 3. 10 | 4,060,000 | 業務の内容や性質から、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2799) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課 (施設) |
|----|--------------------------------------|-------------------------|-----------|---------------|--|-------------------------------|--|
| 17 | 学習支援事業 | 公益社団法人 静岡県 母子寡婦福祉連合会 | R2. 3. 10 | 9, 152, 730 | 業務の内容や性質から、広く公募によるプロポーザルを行い、企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。 | 地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号 | こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2800) |
| 18 | 平和最終処分場浸出水処理 施設運転管理業務 | クボタ環境サービス株 式会社 中部支店 | R2. 2. 4 | 109, 494, 000 | 平和最終処分場第一期埋立地廃止に伴い、不用となった第一期浸出水処理施設を、第二期浸出水処理施設の増設分として運用するにあたり、適正な運転管理が行えるのは、施設のデータ及び緊急時の対処法等を熟知した現業者以外では出来ないため。 | 地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号 | 環境部平和清掃事業所 (電話：053-487-1131) |
| 19 | 新卒者向けU I J ターン就 職促進業務 | 株式会社静岡新聞社 | R2. 3. 26 | 10, 917, 500 | 本事業は、大学等関係機関との連携、学生等への広報手段、イベント開催ノウハウのある事業者に委託することにより効果的に実施することができることから、公募型プロポーザル方式によって事業者の提案内容を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 | 地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号 | 産業部産業総務課 (電話：053-457-2339) |
| 20 | 浜松市小型自動車競走場低 濃度P C B廃棄物運搬処分 業務 | 株式会社太洋サービス | R2. 2. 3 | 1, 151, 700 | 当該産業廃棄物の排出施設及び処分場に対して収集・運搬ができる唯一の業者であるため。低濃度P C B廃棄物の無害化認定施設を受けており収集運搬及び処分が可能なのは、株式会社太洋サービス (他東海四県に該当なし) のみである。 | 地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号 | 産業部産業総務課 公営競技室 (電話：053-471-0066) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課（施設） |
|----|---|----------------------------|-----------|-------------|--|-----------------------|--|
| 21 | デジタルマーケティング業務 | 株式会社X P J P | R2. 2. 21 | 29,700,000 | 本業務は、専門的な知識や経験を必要とすることから、公募型プロポーザル方式によって事業者を募集し、企画提案書を審査したうえで、当該事業者が本業務の受託者として最適な者であると選定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295) |
| 22 | 令和元年度 浜松駅周辺 原付・自動二輪車駐車場の再整備に係る予備検討業務委託 | 昭和設計株式会社 浜松営業所 | R2. 3. 10 | 3,465,000 | 業務は、現在履行中(※今年度末工期)の「浜松駅周辺自転車等駐車場再整備計画策定業務」と密接に関連し、その業務成果を確実に反映させる必要がある。 「浜松駅周辺自転車等駐車場再整備計画策定業務」を請け負っている昭和設計(株)は、既に駐輪場利用状況調査やアンケート調査、関係機関との調整等を実施した実績から、現地事情にも精通し、本業務に必要とされる調整ノウハウや検討ノウハウも持ち合わせている。また、本業務に関する専門的技術・幅広い知見を有することからも、当該業者が実施することにより、効率的な業務の履行から業務工期の短縮が可能で、限られた調査期間内に、よりの確かつ正確な成果が期待できるとともに、業務経費も縮減できるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 土木部道路保全課 (電話：053-457-2425) |
| 23 | 令和元年度道路維持修繕国交付金事業（防災・安全交）（市）若林101号線（伊場跨線橋）外PCB廃棄物収集運搬処分業務 | 株式会社太洋サービス | R2. 1. 21 | 3,786,200 | 令和元・2年度の競争指名入札参加資格（3002 廃棄物関係業務委託（収集・運搬）、3003 廃棄物関係業務委託（処理業務））の認定を受けている者の中で、PCB廃棄物の収集運搬及び処分許可を受けた事業者2者の内、鉛含有が30,000mg/kgを超過するPCB廃棄物の処分可能な事業者は、株式会社太洋サービスのみだったため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 土木部南土木整備事務所 (電話：053-457-1018) |
| 24 | 浜松市にしのご放課後児童会ほか24施設運営業務 | シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社浜松営業所 | R2. 2. 26 | 283,200,000 | 事業内容を勘案し、単純な価格比較による入札はそぐわないと判断したため、公募型プロポーザル方式によって提案の内容を評価し、当該事業者が本業務に最適な者であると特定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2406) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課(施設) |
|----|-------------------------------------|--------------------------|---------|------------|---|-----------------------|---------------------------------|
| 25 | 令和元年度 浜松市立与進中学校他2校低濃度PCB廃棄物収集運搬処分業務 | 株式会社太洋サービス | R2.1.10 | 2,323,200 | 当該業務を行うために必要な要件(下記)を満たす者は株式会社太洋サービス者のみのため、同社との随意契約とする。 【必要な要件】 ・廃棄物処理法に基づく低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理認定を受けており、このうち廃棄物の種類として「廃油、トランスコンデンサ等、その他汚染物、処理物」を含み、かつ収集運搬の許可が「有」であること (当該業務、低濃度ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物の収集・運搬及び処分に必要) | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403) |
| 26 | 令和2年度浜松市学校ネットパトロール等業務委託 | 株式会社JMC 東日本支店 | R2.3.2 | 2,291,300 | 公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部指導課 (電話:053-457-2411) |
| 27 | 校外適応指導教室運営業務委託 | 特定非営利活動法人はまっ子どものこころを支える会 | R2.3.23 | 54,574,190 | 公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部指導課 (電話:053-457-2428) |
| 28 | 母国語支援等業務委託 | 特定非営利活動法人浜松外国人子ども教育支援協会 | R2.3.23 | 3,373,920 | 公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部指導課 (電話:053-457-2428) |

| 番号 | 業務委託の名称 | 契約相手方の名称 | 契約日 | 契約金額(円) | 随意契約の理由 | 根拠法令等 | 担当課(施設) |
|----|------------------------------|-------------------------|-----------|--------------|--|-----------------------|-------------------------------|
| 29 | 日本語・学習支援業務委託 (中・南エリア) | 特定非営利活動法人浜松外国人子ども教育支援協会 | R2. 3. 23 | 16, 035, 800 | 公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部指導課 (電話：053-457-2428) |
| 30 | 日本語・学習支援業務委託 (西・北エリア) | 特定非営利活動法人日本語教育ボランティア協会 | R2. 3. 23 | 10, 442, 146 | 公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部指導課 (電話：053-457-2428) |
| 31 | 日本語・学習支援業務委託 (東・浜北・天竜エリア) | 特定非営利活動法人浜松日本語日本文化研究会 | R2. 3. 23 | 10, 882, 850 | 公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定したため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 学校教育部指導課 (電話：053-457-2428) |